

第 1542 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 8 年 3 月 26 日 木曜日
開会 9 時 00 分 閉会 10 時 25 分

2 場 所 京都市役所北庁舎 7 階 教育委員室

3 出席者 教 育 長 稲田 新吾
委 員 野口 範子
委 員 笹岡 隆甫
委 員 松山 大耕
委 員 濱崎 加奈子
委 員 石井 英真

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

9 時 00 分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1541 回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 4 件、報告 1 件

イ 非公開の承認

報告 1 件については、個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、報告 1 件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

議第 40 号 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 安村 総務課長)

議第 40 号 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明する。議第 40 号説明資料をご覧ください。

本改正の概要としては、市長部局における規則条項の削除を受けて、教育委員会規則の条項ずれを整理するもの。

具体的には、市長部局の退職手当の支給事務における支給率が、国基準に統一されることを受けて、「京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則」において、第 17 条が削除された。これに伴い、同規則を準用している「京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則」において、参照する条文を繰り上げる必要があるため、本改正を行うもの。本改正の施行日は令和 8 年 4 月 1 日となる。。

(委員からの主な意見)
特になし。

(議決)

教育長が、「議第 40 号 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 41 号 京都市教職員の旅費に関する規則の全部を改正する規則の制定について
(事務局説明 中口 学校事務支援室担当課長)

本議案は、国における旅費法改正及び本市旅費制度の見直しを踏まえ、「京都市教職員の旅費に関する規則」について、全部改正を行うものである。

国では、物価変動等に対応するため、令和 6 年 5 月に旅費法を改正し、宿泊料等の定額支給を廃止し、実費支給を基本とする制度へ見直しが行われた。これを受け、本市においても、「京都市旅費条例」等の関係条例を令和 7 年 2 月市会で改正している。

今回は、その施行に向け、「京都市旅費条例」及び同施行細則の改正内容に合わせ、教職員旅費に関する規則の整理を行うものであり、主な内容は次の 4 点である。

まず、宿泊費について、従来の定額支給を廃止し、国内は都道府県別、外国は主要都市別に上限額を設けた上で、素泊まり相当額を実費支給とする。

次に、宿泊を伴う出張における諸雑費等に充てるため、1泊あたり 2,400 円の宿泊手当を新たに支給する。

あわせて、新幹線及び特急等の利用に関して、距離による一律の利用制限を廃止する。

また、移動手段の一つとして、レンタカー利用料金を旅費の支給対象に追加する。これらの改正は、市長部局と同様、令和 8 年 4 月 1 日から施行する予定である。

(委員からの主な意見)

【松山委員】 海外は物価も高いが宿泊代や食事代は賄えるのか。また、教職員が自分の車を使用する場合はどうなのか。

【事務局】 外国については、主要都市別に宿泊費の上限額及び宿泊手当を設けており、宿泊手当は国内の額よりも高く設定されている。

また、教職員が自分の車を使用する場合は私有車利用として、これまで 1 km あたり 37 円を支給してきた。現在、市長部局において見直しを検討されており、教職員についても準じる予定である。

【稲田教育長】 旅費について、厳正な執行をお願いする。

(議決)

教育長が、「議第 41 号 京都市教職員の旅費に関する規則の全部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 42 号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 43 号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 塚原 教職員人事課担当課長)

議第 42 号、教職員の給与に関する規則の改正について説明させていただく。

まず、「昇格対応表の改正」について。昨年 1 2 月の市議会で議決された給与条例の改正において、各職種の給料表の改定を行ったところであるが、本市行政職において、昇格した際に上位の級のどの号給に決定されるかを定める「昇格対応表」が改定されたことを踏まえ、行政職に準じた改定を行っている事務職員の昇格対応表の改定を行うものである。令和 8 年 4 月 1 日付の昇格から適用となる。

なお、教員など学校事務職員以外の職については、今回の給料表改正に係る昇格対応表の改正はない。

「(2) 初任給調整手当の規定の改正、(3) 災害派遣手当等の新設、(4) へき地手当の改正、(5) そのほか規定整備」については、いずれも、給与条例の改正について、1 月 2 9

日の教育委員会会議で議決いただいたうえで2月市会に提案し、今日24日に議決されたものであるが、今回、条例改正を踏まえた規則改正を行うものである。

「(2) 初任給調整手当」については、条例改正と同様に規則上の名称を変更する。

「(3) 災害派遣手当等の新設」は、今回の条例改正で新設されたもので、条例で定めた上限の日額6,620円の範囲内で、利用する施設や滞在期間に応じた具体的な支給額を、表の通り定めるもの。「(4) へき地手当」については、その支給に当たり、地域手当分を差し引きしないこととするよう条例で定めたが、規則において必要となる規定整備を行うものである。

「(5) その他」については、条例改正に伴う必要な規定上の整理を行う。

「2 施行期日」については、資料に記載の通りである。

次に、議第43号について、説明させていただく。

まず、ボランティア活動の取得事由の拡大について説明する。特別休暇には出産休暇や結婚休暇などがあるが、その一つであるボランティア活動休暇に関して、市長部局に準じて、「報酬を得ないで行う地域貢献活動」を行う場合も取得できるように見直す。ボランティア活動休暇は、自発的に、かつ報酬を得ないで「社会貢献活動」を行う場合に取得できるものであり、これまでは「社会貢献活動」について、例えば被災地における生活関連物資の配布や障害者支援における活動などを対象としていたが、それを拡大するものである。地域貢献活動の目安については、記載のとおりで、地域の伝統行事への参加やスポーツ・文化芸術活動の指導などが対象となる。

次に、職務専念義務の免除の見直しについて説明する。勤務時間中は職務に専念する義務があるが、それが免除される対象の一つであった「住居滅失等の場合」の対象を拡大するものである。これまで、教職員本人の現住居のみを対象としていたが、市長部局に準じて、配偶者等の現住居を対象に加えるものである。なお、職務専念義務の免除の対象は、ほかに人間ドックの受診、裁判員としての協力、選挙における投票などがあり、該当する場合は、必要と認められる期間について、義務が免除される。

最後に、学校の働き方改革に関する文言整理について説明する。働き方改革に関して、全ての教育委員会がすべきことを、指針という形で文部科学大臣が定めている。令和7年6月に成立した「給特法」の改正を受けて、令和2年1月に策定した指針の全部改正が行われたため、文言整理を行うものである。

施行日はすべて令和8年4月1日となる。

(委員からの主な意見)

【稲田教育長】 地域貢献活動を行う場合の休暇は京都市独自のものか。

【事務局】 地方公共団体が特別休暇を独自に措置しようとする場合の考え方を国が明確化したことを受け、拡大するもの。

【野口委員】 ボランティア活動休暇は、本人の申出によっていつでも取得できるものなのか。

【事務局】 休暇であるため、あらかじめ届け出る必要がある。また、ボランティア活動休暇については、事前に活動計画書を作成したうえで届出をし、内容が取得要件を満たしていれば、所属長が認めることになる。

【野口委員】 実施後の報告は必要か。

【事務局】 望ましいが、必須ではない。

【野口委員】 そこまで求めるとなると大変なように思う。

【稲田教育長】 住居滅失の場合の職免について、「配偶者等」の等とは何を指すのか。

【事務局】 近い親族のことである。

【稲田教育長】 取得できる期間は。

【事務局】 1週間を超えない範囲で、その都度必要と認められる期間。今回の見直しを学校園に通知する際に、期間等についても改めて周知する。

【稲田教育長】 取得できる日数を超えるなど、誤った取得がないようにしてほしい。

(議決)

教育長が、「議第 42 号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定、議第 43 号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

3月23日 新1年生へのコサージュ贈呈式

3月24日 ウェルビーイング向上プロジェクト報告会

3月25日 京都市立学校教育表彰

○事務局から、当面の日程について説明

(5) 閉会

10時25分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長